

第17号議案

品川区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区手数料条例の一部を改正する条例

品川区手数料条例（平成12年品川区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の表中「総務部関係」を「企画経営部関係」に改める。

別表(2)の表11の項事務の欄中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項名称の欄中「戸籍の全部・個人・一部事項証明書交付手数料」を「戸籍証明書交付手数料」に改め、同項金額の欄中「戸籍の全部・個人事項証明書」を「戸籍証明書」に改め、同表12の項事務の欄中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項名称の欄中「除籍の全部・個人・一部事項証明書交付手数料」を「除籍証明書交付手数料」に改め、同表中13の項を13の5の項とし、12の項の次に次の4項を加える。

13	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数	1件につき400円	発行申請のとき。
----	------------------------------	--------------------	-----------	----------

<p>供用識別符号の発行  （情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行および戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本もしくは抄本または戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>料</p>		
<p>13の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>1件につき700円</p>	<p>発行申請のとき。</p>

<p>する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行および除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本もしくは抄本または除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>			
<p>13の3 戸籍法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>届書等情報内容証明書交付手数料</p>	<p>1通につき350円</p>	<p>交付申請のとき。</p>
<p>13の4 戸籍法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧</p>	<p>届書等情報内容閲覧手数料</p>	<p>閲覧人1人届書等情報の内容を表示したものの1件につき350円</p>	<p>閲覧のとき。</p>

別表(5)の表60の3の2の項および60の3の3の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に

関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同表60の4の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表60の5の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表60の6の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表60の7の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表(1)の表および別表(5)の表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(説明) 戸籍法が改正されたことに伴い、本籍地以外での戸籍証明書等の申請に係る手数料を定めるほか、組織改正等に伴い規定を整備する必要がある。